

【質問・回答】

案件名 バスターミナル待合室電燈で使用する電力

No. 1

No.	質問内容	回答
1	本案件対象施設の施設別検針日をご教示下さい。	当該地域における電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条第 1 項第 9 号に規定される一般送配電事業者（本案件では北海道電力株式会社）が定めた検針日とさせていただきます。
2	現在、電気メーターはスマートメーターに全て交換が終わっておりますか。	全て交換は終わっております。
3	契約書（案）第 9 条に「受注者は、その結果について、10 日以内に発注者の指定する職員による検査を受けなければならない」と記載がありますが、これは検針後 10 日以内に検査を受ける事、と理解しておりますが、弊社では、「10 日以内」に検査を受検する事が難しいのですが、別途協議は可能でしょうか。	契約書第 9 条の規定に基づき、検査に必要な事項については協議することができますが、検査は 10 日以内に受ける必要があります。
4	もし弊社が落札した場合、「お客様番号」「供給地点特定番号」「名義」など切替に必要な情報を、弊社のお申込書（エクセルシート）に入力して頂く必要がありますが、ご協力頂けますか。	申込書（エクセルシート）への入力が可能です。
5	請求方法は、各拠点ごととなるのでしょうか。全拠点一括まとめたものをご請求することになるのでしょうか。	各拠点ごとの請求となります。

【質問・回答】

案件名 バスターミナル待合室電燈で使用する電力

No. 2

No.	質問内容	回答
6	弊社はシステム上、請求書の発送単位分のメールアドレスが必要となりますが、ご提供頂けますか。	提供可能です。
7	ご契約期間中に契約電流若しくは契約容量を変更する予定のある拠点はございますか。	現時点ではありません。